

意見の概要及びそれに対する考え方

意見募集期間：令和 8 年 6 月 24 日（水）～ 7 月 23 日（木）
提出意見数：20 件

※ 今回の意見募集の対象は、次の 2 案です。

- ・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」改正案（以下「運用基準」といいます。）（別紙 1－1）
- ・「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案（以下「解釈ガイドライン」といいます。）（別紙 1－2）

※ 「意見の概要」については、基本的に、提出された意見の表記を維持していますが、御意見を明確化する観点から一部省略するなどの編集をしている場合、また、意見提出者名等が特定され得る部分等について編集をしている場合があります。

※ 以下では、次の略称を用いています。

- ・「独占禁止法」・・・「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」をいいます。
- ・「取適法」・・・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」をいいます。
- ・「フリーランス・事業者間取引適正化等法」・・・「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」をいいます。
- ・「知財取引指針」・・・「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」をいいます。

No.	意見の概要	考え方
1	【意見提出の対象】 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」改正案及び「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案の双方 【意見内容】 知的財産権等の提供範囲や対価の明確化を求める改正の趣旨については賛同する。 一方で、知的財産権、ノウハウ、技術データ等の経済的価値、とりわけソフトウェア著作権の対価については、取引当事者間で適切な協議を行うための実務上の判断基準が十分に明確とはいえない場合がある。 特に製造業においては、成果物と知的財産権等が一体となって創出され、知的財産権等の対価を成果物の対価に含めて総額として定めることが合理的な場合も多い。 また、基本契約を締結し、個別取引は見積書及び発注書により行う場合には、見積・発注書面に知的財産権等の提供範囲や対価の内訳をどこまで詳細に記載することが求められるかの明確化も必要である。 そのため、制度の実効性を高める観点から、知的財産権等の提供範囲や対価に関する協議、見積・発注書面への記載等に当たり考慮すべき要素や、成果物の対価に知的財産権等の対価を含めて総額として定める場合において、合理的な協議・説明及び取引条件の明確化がなされたと評価されるための判断基準、適切・不適切な取引事例について、更なるガイドラインや事例集の充実を期待する。	知的財産権等を取り扱う取引に関する事例等については、今後、必要に応じ、中小受託取引適正化法テキスト等においてお示しする予定です。また、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関し、知的財産権等を取り扱う取引に関する例示の追記については、今後の事例の蓄積等を踏まえ、検討します。 なお、知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲については、中小受託事業者が明示された内容を見て「知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲」を理解でき、委託事業者の指示に即した給付ができる程度の情報を明示することが必要です。また、取引の内容や性質、成果物の特性、知的財産権等の価値の把握可能性、当事者間の役割分担やリスク分配の在り方、業界の商慣習等に照らし、成果物に係る対価の中に知的財産権等の対価を含めて包括的に設定することが合理的である場合もあり、知的財産権等の譲渡・許諾等を「中小受託事業者の給付の内容」の一部とするときは、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明示する必要があります。さらに、給付の内容に知的財産権等が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権等の対価を考慮せず、一方的に通常対価より低い代金の額を定めることは、買いたたき（取適法第5条第1項第5号）に該当するおそれがあります。これらの考え方は、フリーランス・事業者間取引適正化等法についても、同様です。 加えて、給付の内容の一部に知的財産権等の譲渡・許諾等が含まれている場合において、中小受託事業者が当該知的財産権等に係る対価の考え方の説明等、代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、具体的な理由の説明や情報の提供をすることなく、一方的に設定した

	【修正提案（解説・補足の追加要望）】 知的財産権等の提供範囲及び対価に関する協議、見積・発注書面への記載について、 ・ 利用範囲 ・ 利用期間 ・ 独占性の有無 ・ 二次利用の可否 ・ ノウハウ・技術データの性質 ・ 当該知的財産権等が成果物に占める寄与度 ・ 成果物の対価に知的財産権等の対価を含めて総額として定める場合における、合理的な協議・説明及び取引条件の明確化に関する判断基準 などの考慮要素を示すとともに、 ・ 買ったときに該当するおそれのある例 ・ 適切な協議事例 ・ 取引当事者間の合意形成事例 ・ 発注書面の交付時点で内容を具体的に定められない場合の対応事例（例：補充書面により定める場合の方法や留意事項） 等の実例を充実いただきたい。 【事業者】	総額等により代金の額を提示することは、協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号）に該当するおそれがあります。
2	知的財産権等の範囲・取扱い 【意見】 「知的財産権等」に該当するか否かの判断基準について、具体例をさらに追加したガイドライン又はQ&Aの充実等で明確化をしていただきたく存じます。	知的財産権等に含まれるものの例については、知財取引指針の第1の2「本指針の対象」を御参照ください。

	【理由】 規制対象が「知的財産権」から「知的財産権等」に拡大されましたが、ノウハウや営業秘密は権利の外延・発生の有無が客観的に判断しにくく、委託事業者が明示義務・対価考慮義務の対象を正確に切り分けることが実務上困難であるためです。【意見の該当箇所】 別紙１（運用基準）１頁・第３・１(3)、２頁・第４・５(2)ク、第４・７(5) 別紙２（法律の考え方）２頁・第２部・第１・１(3)・ウ、キ(イ)、３頁・第２・２(2)・エ(ウ)、４頁・カ(ウ)、４頁(エ) 【団体】	
3	【意見】 役務提供型（準委任型）の業務において、受託者が従前から保有する知見・ノウハウ・スキルは「業務の遂行過程を通じて発生する知的財産権等」に当たらないことを明確化していただきたく存じます。また、取適法及びフリーランス法の下でも、知財取引指針の考え方※にて示された「譲渡・許諾等の範囲を明示した上で対価を報酬総額に含めて包括的に設定する方式が許容されること」が妥当かを確認いただけますようお願い申し上げます。 ※『知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針』（30 頁公正取引委員会ほか） 【理由】 フリーランスにとって既存の知見・スキルは事業基盤そのものであり、その帰属や提供範囲が委託の都度不明確になることは、円滑な取引の阻害要因となる等の重大な不利益となり得るためです。 【意見の該当箇所】	中小受託事業者が従前から保有するノウハウ等は、製造委託等に係る作成過程を通じて発生した知的財産権等には該当しません。ただし、委託事業者が中小受託事業者に対し製造委託等を行う場合において、中小受託事業者が従前から保有している知的財産権等が「中小受託事業者の給付の内容」に含まれるとき（例えば、委託事業者が中小受託事業者に対し、販売目的のシステム開発の委託において、その成果物に中小受託事業者が知的財産権等を保有する既存システムを組み込むことを指定する情報成果物作成委託を行う場合など、中小受託事業者が従前から保有する知的財産権等が中小受託事業者から提供されるべき情報成果物等を構成することとなる場合）は、当該知的財産権等の譲渡・許諾等が「中小受託事業者の給付の内容」に含まれることが分かるように示す必要があるとともに、その対価を代金に含める必要があります。

	別紙 1（運用基準） 1 頁 第 3 の 1 (3) 別紙 2（法律の考え方） 1-3 頁 第 2 部第 1 の 1 (3) ウ及びキ(イ) 【団体】	なお、知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲の明示に関する考え方については【No. 1】の御意見に対する考え方を御参照ください。また、取引の内容や性質、成果物の特性、知的財産権等の価値の把握可能性、当事者間の役割分担やリスク分配の在り方、業界の商慣習等に照らし、成果物に係る対価の中に知的財産権等の対価を含めて包括的に設定することが合理的である場合もあり、知的財産権等の譲渡・許諾等が「中小受託事業者の給付の内容」に含まれるときは、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明示する必要があります。さらに、給付の内容に知的財産権等が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権等の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い代金の額を定めることは、買いたたき（取適法第 5 条第 1 項第 5 号）に該当するおそれがあります。これらの考え方は、フリーランス・事業者間取引適正化等法についても、同様です。 加えて、給付の内容に知的財産権等の譲渡・許諾等が含まれている場合において、中小受託事業者が当該知的財産権等に係る対価の考え方の説明等、代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、具体的な理由の説明や情報の提供をすることなく、一方的に設定した総額等により代金の額を提示することは、協議に応じない一方的な代金決定（取適法第 5 条第 2 項第 4 号）に該当するおそれがあります。
4	●意見 役務提供型（準委任型）の業務における「知的財産権等」の範囲及び包括的な対価設定の取扱いの明確化 [該当箇所] 別紙 1 第 3 の 1 (3) 及び第 4 の 7 (5) ／ 別紙 2 第 2 部第 1 の 1 (3) ウ及びキ(イ) [意見]	【No. 3】の御意見に対する考え方を御参照ください。

(1) 経営に関する助言、技術支援その他の役務提供型（準委任型）の業務委託において、受託者が業務の遂行に用いる、受託者が従前から保有する知見・ノウハウ・スキルや、業務を通じて受託者に蓄積される汎用的な経験・知見は、「委託に係る業務の遂行過程を通じて発生する知的財産権等」に当たらないことを明確にしていきたい。あわせて、役務提供型の業務において「知的財産権等が発生する場合」に該当するか否かの判断の考え方や事例をお示しいただきたい。 (2) 知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明示した上で、その対価を代金（報酬）の総額に含めて包括的に設定する方式が、別紙１第３の１(3)の明示義務並びに別紙２の「当該知的財産権等の譲渡・許諾に係る対価を報酬に加える必要がある」との記載との関係でも、引き続き許容されることを確認したい。この点、知財取引指針の策定に際して公表された「意見の概要及びそれに対する考え方」においては、成果物の対価と知的財産権等の対価との区分は義務ではなく包括的に設定することが合理的である場合もあること、及び、著作権の譲渡に係る対価も含めて成果物の対価が決定されている場合には通常無償譲渡として問題となることは想定されないことが示されています。同様の理解が取適法及びフリーランス法の下でも妥当することを、考え方等において明確にしていきたい。 [理由] 今回の改正により対象が「知的財産権等」（技術上又は営業上の秘密・ノウハウを含む。）に拡大されますが、助言・伴走型の役務提供では成果物を観念しにくく、受託者の既存の知見と業務の過程で新たに生じた知見とを区別することは実務上極めて困難です。判断の考え方が示されないまま施行された場合、３条通知等における記載実務が	
--	--

	混乱し、かえって当事者間の認識齟齬や紛争を招くおそれがあります。また、包括的な対価設定の取扱いについて法律ごとに解釈が分かれ得る状態は、発注者・受託者双方の予見可能性を損なうため、統一的な考え方の明示を要望するものです。 【事業者】	
5	1. 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」改正案について (1) [該当箇所] 第3 委託事業者の明示の義務 1 明示すべき事項 (3) (P1) (略) また、(略) 知的財産権等 (知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等 (ノウハウを含む。)) をいう。以下同じ。) [意見内容] 上記の括弧書きは「知的財産権等」の内容を定義する趣旨であると理解されるため、「技術上又は営業上の秘密等」の「等」は用いず、対象となる事項を明示的に列挙する表現とすることが適切であると考える。 [理由] 意見内容に含まれる。 【団体】	「知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等」が指すものは多岐にわたり、その全てを列挙することは困難であることから、原案どおりとします。 なお、知的財産権等に含まれるものの例については、知財取引指針の第1の2「本指針の対象」を御参照ください。
6	運用基準の改正に合わせて、テキスト (現行では P37) における「具体的な明示事項」やひな形フォーマットとしても知的財産権に関する記述を例示すべきではないか。	御指摘の内容については、今回の運用基準の改正を踏まえ、今後、必要に応じ、中小受託取引適正化法テキストの内容の修正を行う予定です。

	例えば「具体的な明示事項」については、P38に発生する場合としての補足説明は記載されているが、一目で分かりにくい。 P37の「具体的な明示事項」の1～8はほぼ必須事項であるところ、9～11は該当する場合、という棲み分けがなされている。 知的財産権の取扱いについては「3給付の内容」に補足説明を追加する、又は新たな12として追記することで、該当する場合は当然に明示すべき事項として、より認識されると思われる。 【匿名】	なお、知的財産権等の明示に当たっては、知財取引指針附属資料の契約書ひな形も御参照ください。また、知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲の明示に関する考え方については【No. 1】の御意見に対する考え方を御参照ください。知的財産権等の譲渡・許諾等を「中小受託事業者の給付の内容」の一部とするのであれば、委託事業者は当該知的財産権等の内容を認識できるものと考えられ、そうであれば当該知的財産権等の内容を明示することは可能であると考えます（反対に、明示できないような知的財産権等を無償で譲渡・許諾等させることは、不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがあります。）。
7	運用基準第3の1(3)において、明示すべき「中小受託事業者の給付の内容」に含まれる知的財産権等が「技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）」にまで記載が拡張されておりますが、ノウハウ等は暗黙知を含み、その境界が必ずしも明確でないことから、ここで明示すべき知的財産権等の提供の範囲は、取引の本来の目的に照らして合理的に特定可能な範囲で足り、作成過程で付随的に生じ得るノウハウ・技術情報を網羅的に列挙・特定することまでを求めるものではないと理解してよいか、貴委員会の考え方を示されたい。 あわせて、本運用基準が想定する「ノウハウ」とは具体的にどのようなものを指し、それが対価性のある形で提供される場合とはどのような場合を指すのか、例示をお示しいただきたい。この点、「ノウハウ」を、特許・実用新案の明細書には記載されない、実施に当たっての補完的・付随的な技術情報や、これに類する、契約の目的を達成するために必要な情報・知見を指すものと解すると、これらを業務の発	ノウハウとは、ノウハウ・発明等のうち、知的財産権として保護されていないものをいい、例えば、図面、レシピ、工程表、成分表等のほか、技術指導等の職人が持つ特殊な加工技術等、営業・マーケティングに係るビジネスノウハウを含みます。知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲の明示に関する考え方については【No. 1】の御意見に対する考え方を御参照ください。 知的財産権等の譲渡・許諾等を「中小受託事業者の給付の内容」の一部とするのであれば、委託事業者は当該知的財産権等の内容を認識できるものと考えられ、そうであれば当該知的財産権等の内容を明示することは可能であると考えます（反対に、明示できないような知的財産権等を無償で譲渡・許諾等させることは、不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがあります。）。例えば、金型の製造委託を行った場合に、給付の内容として、当該金型とは別に、金型の設計・加工データ、工程表などを提供させる場合には、それらを提供することを給付の内容に含む旨明示する必要があります。

	注時点で網羅的に把握することは困難である場面が少なくない。仮にあまりに厳密な特定を求めるとすれば、かえって、発注者が保守的に広範・包括的な提供を定めておくという負の動機付けを生じさせ、本運用基準の目的・趣旨に反する結果ともなりかねない。 以上を踏まえ、本運用基準が想定する「ノウハウ」の意義、発注時点におけるその特定の要否・程度、及びその提供に対する対価の算定方法について、貴委員会の御見解を示されたい。 【匿名】	
8	＜該当箇所＞ 第3.1.(3) ・委託事業者が中小受託事業者に給付の内容の一部として当該知的財産権等を提供させる場合、当該知的財産権等の提供の範囲を明示する必要がある。 ＜意見＞ ・成果物に「どのような知的財産権（特にノウハウ）」が含まれているかは、その作成過程を管理する受託事業者のみが知り得る情報である。そのため、発注者側において、受託者が主張するノウハウの存在やその独自性を客観的に確認・検証する手段がなく、明示義務を課されたとしても、実務上の正確性を担保できない場面が想定される。 ＜提案＞ ・発注者に一律の明示義務を課するのではなく、受託事業者からの申告があった場合にのみ、申告があった以降で協議・明示することを許容していただきたい。 【団体】	知的財産権等の譲渡・許諾等を「中小受託事業者の給付の内容」の一部とするときは、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明示する必要があります。そのため、契約を締結する際には、知的財産権等の使用目的、対象、範囲、対価、その設定方法、NDAに関する条項等の取引条件について、取引の相手方に提示した上で、当該取引条件を提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましいと考えます。 なお、製造委託等をした場合に明示すべき具体的な事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（未定事項）がある場合には、当該事項を明示せずにそれ以外の事項を明示すること（当初の明示）が認められます。ただし、このような場合であっても、明示しなかった事項について、未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日を、当初の明示を行う際に明示する必要があります。また、未定事項については、中小受託事業者と十分に協議をした上で速やかに定めな

		くてはならず、未定事項の内容が確定した後は、直ちに、当該事項を明示（補充の明示）しなければなりません。さらに、これらの明示については相互の関連性が明らかになるようにする必要があります。
9	運用基準第3の1(3)の明示について、同一の中小受託事業者との継続的・反復的な取引においては、給付の内容（知的財産権等の提供の範囲を含む。）に共通する事項を基本契約等においてあらかじめ包括的に明示し、個別の発注時にこれを援用する方法によることも、その内容に変更が無い限り認められると理解してよい。 【匿名】	知的財産権等の譲渡・許諾等を「中小受託事業者の給付の内容」の一部とするときは、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を書面の交付又は電磁的記録の電磁的方法による提供により明示する必要があります。原則として発注の都度明示する必要があります。ただし、当該取引が継続的に行われるなど、明示事項のうち一定期間共通である事項がある場合には、あらかじめこれらの共通事項を書面の交付又は電磁的記録の電磁的方法による提供により明示することで、その期間内においては、当該事項を発注の都度明示することは不要となります（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則第1条第3項）。また、この場合には、発注の都度「代金の支払方法等については現行の「支払方法等について」によるものである」ことなどを明示して、発注の都度の明示と共通事項の明示との関連性を明らかにしなければなりません。さらに、共通事項の明示には、当該明示に係る書面又は電磁的記録に、当該明示が有効である期間を明記する必要があります。新たな明示が行われるまでの間は有効とする場合には、新たな明示が行われるまでの間は有効である旨明記する必要があります。
10	<該当箇所> 第3.1.(3) ・全体 <意見> ・多数の個別発注が発生する取引では、1 案件毎に知財権の譲渡・	【No. 9】の御意見に対する考え方を御参照ください。

	許諾の範囲や対価の内訳を詳細に記載することは、事務工数を増大させる可能性が高い。また、既存システムによる自動発注を行っている場合、項目等の追加に伴う改修費用も発生すると思われる。 ＜提案＞ ・「取引基本契約書」において包括的な知財条項を定めている場合は、個別発注書面においては「取引基本契約のとおり」と引用することを認めるか、個別発注時点では別途協議とし、後日、書面合意することを許容していただきたい。 【団体】	
11	「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」改正案に関して、「主に、情報成果物作成委託に係る作成過程を通じて、情報成果物に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者は、情報成果物を作成させるとともに、作成の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを「中小受託事業者の給付の内容」とすることがある。この場合は、委託事業者は、「中小受託事業者の給付の内容」の一部として、中小受託事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明示する必要がある。」という記載が「主に、情報成果物作成委託に係る作成過程を通じて、中小受託事業者に知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）が発生する場合において、委託事業者が中小受託事業者に、委託した情報成果物等とともに、当該知的財産権等の提供をさせることがある。この場合において、当該知的財産権等の提供を「中小受託事業者の給付の内容」の一部とするときは、当該知的財産権等の提供の範囲を明示する必要があ	御意見を踏まえ、明確化のため、知的財産権等の「提供」といった表記から知的財産権等の「譲渡・許諾等」へ修正します。 なお、知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲の明示に関する考え方については【No. 1】の御意見に対する考え方を御参照ください。その他の御指摘の内容については、今回の運用基準の改正を踏まえ、今後、必要に応じ、中小受託取引適正化法テキストの内容の修正を行う予定です。

る（この場合、代金の額の決定に当たり、委託した情報成果物等とともに、当該知的財産権等の提供の範囲を勘案する必要がある。））。なお、当該知的財産権等の提供を「中小受託事業者の給付の内容」とせず、別の取引として、当該知的財産権等の提供を受けるときは、提供の範囲及び対価を明確にするよう留意する必要がある。」に変更されている。 しかし、（１）上記の改正案では「譲渡・許諾」という文言が「提供」に変更されている結果、「提供」の定義が明らかではなく、運用基準をよく読まなければ「提供」が「『特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方』改正案」における「譲渡・許諾等」と同等の内容であることが理解できないため、「提供」とだけ記載するのではなく「提供（譲渡・許諾等）」などへの変更をお願いしたい。 また、（２）給付の内容として当該知的財産権等の提供（譲渡・許諾等）の範囲を明示すること自体には異存はないが、明示が要求される範囲は従前から明らかではなく、どの程度の粒度が要求されるのか可能であれば具体的な記載をお願いしたい。 例えば、「甲が乙に委託料金を払った時点で、本件システムのプログラムに係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は乙から甲に譲渡されるものとする。」、「乙は、自己の保有する著作物を情報成果物の作成に利用した場合には、甲に対し、甲の業務の範囲内で甲内部で利用する限りにおいて著作権の利用を許諾する。」など。 【匿名】	
---	--

12	(1) 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」改正案 第3-1-(3) 「当該知的財産権等の提供」とあり、従前の「譲渡・許諾」に比べて射程が広がっているように読めますが、ここでいう「提供」には、知的財産権の譲渡・許諾のみならず、ノウハウ、データ、技術資料、制作過程で生じた素材等について、開示、引渡し、アクセス付与その他委託事業者が利用可能な状態に置く行為も含まれるのか、実務上疑義が生じ得ます。ついては、「提供」の意義及び典型例を運用基準上明確化いただけませんか。 また、「別の取引として、当該知的財産権等の提供を受けるとき」との記載について、具体的にどのような場面を想定しているのか明確ではありません。特に、情報成果物作成委託においては、知的財産権等に係る取扱いを委託契約内で定める場合と別途定める場合の両者が存在するため、どのような場合が「別の取引」に該当するのか、実務上の判断に資するよう、典型例を示していただけませんか。 【匿名】	知的財産権等を取り扱う取引に関する事例等については、今回の運用基準の改正を踏まえ、今後、必要に応じ、中小受託取引適正化法テキストの内容の修正を行う予定です。 なお、【No.11】のとおり、知的財産権等の「提供」を「譲渡・許諾等」に修正します。知的財産権等の「譲渡・許諾等」とは、知的財産権等の譲渡・許諾のみならず、技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）の提供も含まれます。 また、知的財産権等の譲渡・許諾等を「中小受託事業者の給付の内容」とせず、別の取引として、知的財産権等の譲渡・許諾等を受けるときとは、例えば、知的財産権の許諾については給付の内容に含めず、別途ライセンス契約を締結する場合などが考えられます。
13	【意見】 第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化 第1 業務委託事業者に求められる事項（本法第3条及び第6条第3項） 1 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等（本法第3条） (3) 明示すべき事項（本法第3条第1項及び本法規則第1条第	契約形態や取引形態にかかわらず、「給付の内容」の一部として「知的財産権等を自らに譲渡・許諾等」する場合には、業務委託事業者は、3条通知の「給付の内容」の一部として、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確に記載する必要があります。他方で、知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としない場合には、業務委託事業者は、当該知的財産権等の譲渡・許諾等に関して、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の義務を負うものではありませんが、トラブ

1 項から第 3 項まで) 「ウ 特定受託事業者の給付の内容（本法規則第 1 条第 1 項第 3 号）」及び 「キ 報酬の額及び支払期日（本法規則第 1 条第 1 項第 7 号及び同上第 3 項） （イ）知的財産権等の譲渡・許諾等がある場合」 ●改正案の上記「ウ」では、 「また、委託に係る業務の遂行過程を通じて、給付に関し、特定受託事業者の知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）が発生する場合において、業務委託事業者は、目的物を給付させる（役務の提供委託については、役務を提供させる）とともに、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権等を自らに譲渡・許諾等させることを「給付の内容」とすることがある。この場合は、業務委託事業者は、3 条通知の「給付の内容」の一部として、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確に記載する必要がある。」 と記載されている一方、それに続けて 「知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としないときであっても、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確にすることが望ましい。」 と記載されている。 ここで、前者では「知的財産権等を自らに譲渡・許諾等」を求める場合は、「給付の内容」の一部として、「当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確に記載する必要がある」旨が記載されているにもかかわらず、後者では「知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内	ル防止の観点から、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確にすることが望ましいことを示していることは明らかであるため、原案どおりとします。
--	---

容」としないときであっても、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確にすることが望ましい」と記載されており、前者では「当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲」を「給付の内容」に記載することが必須のように読めるのに対し、何故後者の記載が必要なのが読み取りづらい。おそらく、委託契約書のみで契約するケースや、別に知的財産権等の取扱契約書を締結するケース等が存在することを想定していると思われるが、改正案では、どのような契約形態や取引形態を想定しての両者の記載（場合分け）となっているかが読み取りづらいため、それを明確化いただきたい。

●改正案の上記「キ（イ）」では、

前段に「業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権等が発生する場合において、業務委託事業者が目的物を給付させる（役務の提供委託については、役務を提供させる）とともに、当該知的財産権等を自らに譲渡・許諾等させることを含めて業務委託を行う場合には、当該知的財産権等の譲渡・許諾等に係る対価を報酬に加える必要がある。」、

後段に「知的財産権等を自らに譲渡・許諾等させることを「給付の内容」に含めずに業務委託を行う場合であっても、当該知的財産権等の譲渡・許諾等をさせる場合には、その対価を明確にすることが望ましい。」と記載されている。

これらの記載は、それぞれ上記した「ウ」の前者と後者の記載に対応した「報酬」に関する記載と思われるが、上記「ウ」に記載した意見と併せて、どのような契約形態や取引形態を想定しての両者の記載（場合分け）となっているかを明確化いただきたい。

●また改正案の上記「ウ」の後者の文章には「当該知的財産権等の

	譲渡・許諾等をさせる場合」という文言が入っていないのに対し、改正案の上記「キ（イ）」では「当該知的財産権等の譲渡・許諾等をさせる場合」という文言が入っているが、この文言がない上記「ウ」と、この文言がある上記「キ（イ）」の両者を区別する趣旨及び適用場面の違いも明確化いただきたい。 【団体】	
14	(2) 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案 第2部-第1-1-(3)-キ 知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」に含めず、情報成果物作成委託とは別の取引又は別の対価項目として当該知的財産権等の譲渡・許諾等を受ける場合に、当該譲渡・許諾等の対価が本法4条の「報酬」に該当するのか、また、その支払期日について給付受領日から60日以内かつできる限り短い期間内に定める必要があるのか、実務上疑義があります。特に、情報成果物作成の対価と、著作権譲渡・利用許諾・二次利用許諾等の対価を分けて定める場合における本法4条の適用関係を明確化していただけないか。 【匿名】	知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」とせず、また当該譲渡・許諾等がフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用を受けない場合には、当該譲渡・許諾等の対価は「報酬」（同法第2条第7項）に該当せず、当該対価の支払期日のために同法第4条第1項は適用されないことは明らかであるため、原案どおりとします。
15	【意見】 第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化 第2 特定業務委託事業者に求められる事項（本法第4条及び第5条） 2 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条）	契約形態や取引形態にかかわらず、「給付の内容」の一部として「知的財産権等を自らに譲渡・許諾等」する場合には、業務委託事業者は、3条通知の「給付の内容」の一部として、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確に記載する必要があります。他方で、知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としない場合には、業務委託事業

(2) 特定業務委託事業者の禁止行為 カ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（本法第5条第2項第1号） 「(ウ) 知的財産権等の譲渡・許諾等が発生する場合」 ●改正案の上記「(ウ)」の後段では、 「また、例えば、特定業務委託事業者が、特定受託事業者が知的財産権等を有する情報成果物について、収益を特定受託事業者に配分しない、収益の配分割合を一方的に定める、特定受託事業者による二次利用を制限するなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。」 と記載されているが、この記載が上記「(ウ)」前段の「…特定業務委託事業者が当該知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としないにもかかわらず、…」を前提とするものか、この前段の記載とは独立して特定受託事業者の利益を不当に害する場合を例示しているものかを明確化いただきたい。 なお、後段の記載が、前段の「…特定業務委託事業者が当該知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としないにもかかわらず、…」を前提とするものではない場合は、少なくとも特定受託事業者の利益を不当に害する行為に該当する「特定受託事業者による二次利用を制限する」の部分「特定業務委託事業者が当該知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としないにもかかわらず、特定受託事業者による二次利用を一律に制限する」に修正する等、取引実情に沿った形での文面の修正及び具体例の追加を希望する。今回、対象が「知的財産権等」に拡大したことにより、特定受託事業者による二次利用対象も同様に拡大することが想定されるところ、当該知的財産権等の	者は、当該知的財産権等の譲渡・許諾等に関して、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の義務を負うものではありませんが、トラブル防止の観点から、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確にすることが望ましいことを示していることは明らかであるため、原案どおりとします。
--	---

	譲渡・許諾等が「給付の内容」に含まれる場合、特定受託事業者による二次利用の範囲に制限を課すことは、取引慣習上、合理性を有する場合もあり、また、知的財産権等となる対象がバックグラウンド IP 又はフォアグラウンド IP かによってその取扱いが異なるものと考え るためである。 【団体】	
16	意見 知的財産権等の提供範囲の記載と、対価の実質的な考慮を区別して ください 該当箇所 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の 防止に関する法律の運用基準」改正案 第3「委託事業者の明示の義務」 第4の5「買ったとき」 第4の7「不当な経済上の利益の提供要請」 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改 正案 第2部第1の1「特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示 等」 第2部第2の2「特定業務委託事業者の禁止行為」 意見 知的財産権等の提供範囲を契約書、発注書又は3条通知に記載した こと、あるいは知的財産権等の対価を他の給付の対価と一括して表示 したことだけをもって、当該知的財産権等の対価を考慮したものと当 然に判断されるわけではない旨を明確にしてください。	給付の内容に知的財産権等の譲渡・許諾等が含まれる場合におい て、当該知的財産権等の対価を考慮せず、委託事業者が一方的に通常 の対価より低い代金の額を定めることや、委託事業者や特定業務委託 事業者が当該知的財産権等の対価について中小受託事業者又は特定 受託事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低 い額を定めることは、買ったときに該当する旨示しており、既に明確 であると考えますので、原案どおりとします。 なお、知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲の明示に関する考え方につ いては【No.1】の御意見に対する考え方を御参照ください。また、 この考え方は、フリーランス・事業者間取引適正化等法についても、 同様です。

知的財産権等の対価が実質的に考慮されたかを判断する際には、当該取引に関連する範囲で、次の事項を非限定的な考慮要素として示してください。 利用目的及び利用範囲 利用期間及び利用媒体 独占利用の有無 第三者提供、再許諾又は二次利用の有無 当事者間の協議経緯 知的財産権等の提供範囲を代金又は報酬へ反映した状況 これらの全項目を、全ての取引で必ず契約書へ記載させることを求めるものではありません。知的財産権等の種類及び利用方法に応じて、関連する事項を判断材料として確認できるようにすることを求めるものです。 理由 運用基準改正案は、知的財産権等の提供を給付の内容に含める場合、その提供範囲を明示し、代金額の決定に当たって提供範囲を勘案する必要があるとしています。また、別の取引として提供を受ける場合にも、提供範囲及び対価を明確にするよう留意する必要があるとしています。 フリーランス法の考え方改正案も、知的財産権等の譲渡・許諾等を給付の内容に含める場合には、その範囲を３条通知に明確に記載し、その対価を報酬へ加える必要があるとしています。 しかし、提供範囲を契約書へ記載したことと、その経済的価値を代金又は報酬へ実質的に反映したことは別です。 例えば、	
--	--

本業務に関して生じた知的財産権等の一切を委託事業者へ提供し、その対価は委託料に含む。 という包括的な条項を置けば、形式上は提供範囲と対価が記載されたように見えます。しかし、この記載だけでは、制作作業のみの場合と比べて知的財産権等の対価が加えられたのか、二次利用や第三者提供まで想定した価格なのかを確認できません。 改正案には、著作権譲渡が給付の内容に含まれるかを明確にせず、受託事業者から対価の説明を求められても、代金の内訳や算定根拠を具体的に説明しないまま著作権を無償で譲渡させた事例が追加されています。 この事例は、契約範囲が明確でない場合を扱っています。一方、包括的な条項が存在する場合にも、その条項だけで実質的な対価の考慮まで認定されれば、広範な知的財産権等を低額で取得する形式が残ります。 したがって、改正案に既にある「提供範囲を勘案する」という原則を実効的なものとするため、形式的な記載と実質的な価格反映を区別する必要があります。 具体的な追記案 知的財産権等の提供範囲を明示したこと又はその対価を他の給付の対価と一括して表示したことのみをもって、当該知的財産権等の対価を考慮したものと当然に判断されるものではない。 当該対価が実質的に考慮されたかについては、取引の内容に応じ、利用目的、利用範囲、利用期間、独占性、第三者提供、再許諾及び二次利用の有無、当事者間の協議経緯並びに代金又は報酬への反映状況等を踏まえて判断する。	
--	--

	【個人】	
17	運用基準第4の5(2)クにいう「知的財産権等の対価を考慮せず」について、成果物に係る対価と知的財産権等の提供に係る対価とを区分せず、これらを含めて包括的に代金の額を定める場合であっても、当事者間で十分な協議を行い、知的財産権等の提供の範囲を勘案した合理的な対価を設定しているときは、これに該当せず買いたたきの問題とはならないと理解してよい。成果物の対価に知的財産権等の対価を含めて包括的に設定することが合理的な場合があることは、知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引に関する指針に係る意見公募において貴委員会が示した考え方とも整合するものと考えている。 【匿名】	成果物に係る対価と知的財産権等の譲渡・許諾等に係る対価とを区分せず、これらを含めて包括的に代金の額を定めることが買いたたき（取適法第5条第1項第5号）に該当するかは個別の事案ごとに判断されますが、成果物に係る対価と知的財産権等の対価を区分するかを問わず、給付の内容に知的財産権等が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権等の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い代金の額を定めることは、買いたたき（取適法第5条第1項第5号）に該当するおそれがあります。 また、知的財産権等の譲渡・許諾等を「中小受託事業者の給付の内容」の一部とする場合には、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明示する必要があります。 さらに、給付の内容の一部に知的財産権等の譲渡・許諾等が含まれている場合において、中小受託事業者が当該知的財産権等に係る対価の考え方の説明等、代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、具体的な理由の説明や情報の提供をすることなく、一方的に設定した総額等により代金の額を提示することは、協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号）に該当するおそれがあります。
18	第1に、運用基準第4の7(5)及び想定事例7-10(2)に関し、利用の範囲（用途・媒体・地域・期間等）を契約で定め、その範囲を勘案した対価を支払っている場面を想定して照会する。 まず、ある利用が範囲の内にあるか外にあるかは、契約の文言だけでなく、対価の算定時に織り込まれた利用態様や当事者の合理的意思をも踏まえて判断されるものと考えられる。この理解を前提とすれ	いずれも最終的には個別の事案ごとに判断されるものですが、利用が許諾範囲内かどうかは、契約の文言のみによって判断されるものではなく、対価の算定時に織り込まれた利用態様や当事者の合理的意思などを踏まえて判断されます。また、契約書に個別の列挙が無い場合であっても、列挙が無かったこと自体をもって直ちに許諾範囲外と評価されるものではありません。

	ば、契約後に実際に行われた利用や二次的な利用であっても、これらの要素に照らして当初の付与範囲に収まると評価できるものは範囲内の利用であり、追加の対価無くしてこれを行っても不当な経済上の利益の提供要請には当たらないことになると思われるが、どうか。 次に、同じ用途・目的の枠内で、契約書に個別に列挙されていなかった媒体やチャネルへ展開する場合について照会する。その展開が受託者に新たな制作・役務等の負担を生じさせるものではなく、既払いの対価が予定していた利用態様に収まると認められるのであれば、これも範囲内の利用として扱われ、列挙がなかったこと自体をもって範囲外の提供と評価されるものではないと考えるが、この理解でよいか。 さらに、範囲外の提供に当たるか否かの判断は、付与された権利の性質によっても左右されるように思われる。すなわち、許諾が独占的か非独占的か、受託者が競業避止義務や自己利用・第三者許諾の制限を負っているか否か、またその程度といった事情である。こうした事情に照らし、受託者が当該範囲を自ら活用することが実質的に制限されていないといえる場合には、当該利用は当初の付与範囲に収まるものと評価する余地があると考えるが、どうか。 【匿名】	付与された権利の性質による判断への影響に関する御意見について、そのような事情も判断要素の一つになり得ると考えられます。
19	〔該当箇所〕 第4 委託事業者の禁止行為 7 不当な経済上の利益の提供要請 7-4 設計・加工データ等の無償提供要請（P3）	運用基準第4の7-4(1)及び(2)については、いずれも違反行為事例を示すものであり、図面や加工データ等を対象として想定しているものです。また、運用基準第4の7-4(2)について、「設計図面等」としているのは、データに限らず紙の図面も含む幅広い形態のものを

	【意見内容】 (1)では「設計図等」が「設計・加工データ等」に変更されている一方で、(2)では「設計図面等」との表現が維持されている。両者で用語が異なっている理由が明らかでないため、表現を統一してほしい。仮に対象範囲を拡大する趣旨であれば、その考え方を明示願いたい。 【理由】 意見内容に含まれる。 【団体】	対象とする趣旨を明確にするためのものであり、原案どおりとします。
20	【意見】 以下の該当箇所につき「二次利用」を「給付の内容に含まれない用途で二次利用に供する」に修正し、対象を明確化していただきたく存じます。 【理由】 「二次利用」は法令上の定義がなく慣例上の用語であるかと存じますが、いわゆるメディアミックス※を前提とする契約に基づき提供を受けたコンテンツの映像化等「二次的著作物」の作成が「二次利用」に含まれるとの誤解が生じ得るためです。 ※宣伝を効果的にするために、新聞・雑誌・テレビ・インターネット・ダイレクトメールなどのいろいろな広告媒体を組み合わせること（デジタル大辞泉） 【意見の該当箇所】 別紙１（運用基準）３頁・第４・７（５） 【団体】	運用基準第４の７（５）における「二次利用」との記載については、「給付の内容とは異なる範囲の当該知的財産権等の譲渡・許諾等をさせる」場合の例示として挙げているものであり、契約に基づく正当な利用としての二次的著作物がこれに該当しないことは明らかであるため、原案どおりとします。

21	【意見】 第4 委託事業者の禁止行為 7 不当な経済上の利益の提供要請 ●改正案(5)後段に 「例えば、中小受託事業者が知的財産権等を有する情報成果物を二次利用に供する等、委託事業者が中小受託事業者に対し、給付の内容とは異なる範囲の当該知的財産権等の提供をさせるにもかかわらず、当該提供に係る対価の支払を一切行わず、当該提供を無償でさせる場合はこれに該当する。」 との記載がある。 二次利用の定義は法令上明記されていないが、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」や「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための 優越的地位の濫用等に関する指針」を参照すると、「当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること」を指すと考えられる。ここで、無償での二次利用として問題となるのは、あくまで中小受託事業者との間で、「給付の内容」や別の契約等で合意した範囲を超えた利用に関して対価を支払うことなく無償提供させることと考えられるため、その旨を明らかにしていただきたい。特に、二次利用という文言は法令上の定義がないことから、業界や文脈によっては、(1)単にサブライセンスをすること指す場合や、(2)著作権法の二次的著作物を指す場合に用いられることもあり、今回の改正案においても二次利用の解釈に関して誤解の生じない表現としていただきたい。 また、改正案では「中小受託事業者が知的財産権等を有する情報成	運用基準第4の7(5)における「二次利用」に関する御意見について、【No. 20】の御意見に対する考え方を御参照ください。 二次利用を行う主体に関する御意見について、本規定が「委託事業者の禁止行為」の項目に位置づけられており、また、「委託事業者が中小受託事業者に対し、給付の内容とは異なる範囲の当該知的財産権等の譲渡・許諾等をさせる」との記載があり、主体が委託事業者であることは明らかであるため、原案どおりとします。 情報成果物の利用目的及び利用範囲の明示に関する御意見について、知的財産権等の譲渡・許諾等を「中小受託事業者の給付の内容」の一部とするときは、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明示する必要があります。知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲の明示に関する考え方については【No. 1】の御意見に対する考え方を御参照ください。また、給付の内容として合意された範囲の利用は「二次利用」には該当しないものと考えられます。
----	--	--

果物を二次利用に供する等」と記載されているが、誰が二次利用を行うことを想定しているのかが一見読み取りづらく感じる。本規定は、委託事業者が当初合意した利用範囲を超えて情報成果物を利用するために、給付の内容とは異なる範囲の知的財産権等の提供を受ける場合を想定したものと理解されるため、その趣旨がより明確となるよう表現を明確化していただきたい。 さらに、情報成果物の二次利用に関し、中小受託事業者との間の合意については当該情報成果物の利用目的及び利用範囲が両者において特定可能な範囲で明示されていれば足り、必ずしも契約書において情報成果物の利用媒体や利用先を全て書ききる必要はないこと、また、当該二次利用に係る対価も含めて条件交渉を行い、給付の内容を定めていれば無償での二次利用には該当しないことを明記いただきたい。合意のない不当な二次利用を防止する改定案の趣旨には賛同するが、デジタルマーケティングの実務においては、一つの成果物を Web、SNS、アプリケーション、パンフレット、グループ会社間で多角的に展開（マルチチャネル利用）することも一般的であり、その旨を中小受託事業者にご理解いただいた上で契約を締結することが通常行われている。ここで、問題となる二次利用の境界線が曖昧なままであると、企業が通常の業務で行う正当な情報発信までが結果として不当な経済上の利益の提供要請と判断されるリスクが生じ、運用の硬直化や結果的に発注の手控え（著作権を権利者に留保した上で二次利用する形態ではなく、そもそも著作権を譲渡してくれる権利者にしか依頼をしない等）を招くおそれがあり、委託者・受託者双方にとって好ましくないと考える。 【団体】	
--	--

22	第4の7-10(2) 給付の内容に含まれない用途でキャラクターデザインを利用する場合、著作権等の知的財産権侵害の成否も問題となり得ると考えます。他方で、本事例は、知的財産権侵害の問題とは別に、委託事業者が当初の給付内容を超える利用範囲について対価を支払わず、事後的に利用範囲を拡張した点を、取適法上の不当な経済上の利益の提供要請として問題視する趣旨と理解いたしますが、知的財産権侵害の成否と取適法上の評価との関係及び「結果として無償で提供させた」と評価される典型的な場面を明確化していただけませんか。 【匿名】	給付の内容として合意された範囲を超えた利用について対価の支払を行わない場合には、取適法上の不当な経済上の利益の提供要請に該当し得るものと考えられます。 また、運用基準第4の7-10(2)の事例については、委託事業者が中小受託事業者に対し明示的に知的財産権等の譲渡・許諾等を求めたものでなく、給付の内容の範囲を超えて一方的に利用することにより、結果として中小受託事業者が無償で利用させられた場面を想定しているものです。
23	2.「損失」の範囲・算定方法等 【意見】 「損失」の範囲（直接損害に限るか、逸失利益等を含むか）および合理的な算定方法についての具体的な考え方を明確化していただきたく存じます。また、以下の該当箇所につき「負担しないこと」を「全く負担しないこと」等に修正を御検討いただけますと幸いです。 【理由】 「損失」は逸失利益等を含み得る概念であり、範囲・算定方法が不明確なままでは委託事業者の負担額の予見可能性が著しく低下をし、一律で「損失」の全部を負担する必要があるとの誤認が生じるおそれがあるためです。 【意見の該当箇所】 別紙1（運用基準）5頁・第4・8(2) 別紙2（法律の考え方）5頁・第2部・第2・2(2)・キ(ウ)(イ)(オ) 【団体】	給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合などに、委託事業者がその費用や中小受託事業者に生じた損失（以下「費用・損失」といいます。）を負担しないことは「中小受託事業者の利益を不当に害」することとなるものです（運用基準第4の8(2)及び解釈ガイドライン第2部第2の2(2)キ参照）。給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者又は特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。 なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法では、例えば、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し、イベントでの実演を業務委託したにもかかわらず、特定業務委託事業者の都合で、当該イベントを開催直前に中止し、当該業務委託をキャンセルした場合において、

		特定受託事業者が数か月の期間にわたり当該業務委託のために当該業務委託に係る業務の実施日の予定を確保することを余儀なくされていたにもかかわらず、特定業務委託事業者が、当該イベントを開催直前に中止し特定受託事業者への当該業務委託をキャンセルしたことにより、同日に特定受託事業者が別の業務を実施することを不可能にさせたときは、特定業務委託事業者は、当該業務委託のキャンセルに当たって、当該イベント開催直前までに特定受託事業者が行った作業が無駄になった分の費用を負担するだけでなく、特定受託事業者に対し、当該業務委託の「報酬の額」相当額の支払を行わなければ、給付内容の変更により特定受託事業者の利益を不当に害したとして、不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号）に違反するおそれがあります（令和7年12月10日に公表した「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に基づく指導等について」別紙2の問1参照） また、取適法においても、中小受託事業者による役務提供委託又は特定運送委託に係る給付の実施直前に、当該役務提供委託又は特定運送委託を取り消し、給付を受領する期日に中小受託事業者が別の業務を実施することを不可能にさせた場合には、当該中小受託事業者に生じた費用・損失として、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になった場合の費用や、当初委託された内容にない追加的な作業が必要となった場合の費用だけでなく、当該中小受託事業者が当該給付に係る代金相当額の支払を行わなければ、給付内容の変更により中小受託事業者の利益を不当に害したとして、取適法上問題となるおそれがあると考えられます。 なお、製造委託、修理委託又は情報成果物作成委託においても、当
--	--	---

		該製造委託等を取り消した場合には、中小受託事業者が生じた費用・損失を負担しなければ、取適法上問題となるおそれがあると考えられます。 例えば、給付を受領する期日より前に既に物品や情報成果物が完成している場合には、中小受託事業者の責めに帰すべき理由が無い限り、当該物品等を受領した上で、あらかじめ定めた支払期日までに製造委託等代金を支払う必要があります。加えて、物品や情報成果物の完成前に当該製造委託等を取り消す場合においても、当初の発注内容を基に中小受託事業者が給付を行うために要した一切の費用のほか、発注が取り消されたことにより新たに生じた費用（不要品の処分に係る費用等）がある場合は、当該費用を負担しなければ、給付内容の変更により中小受託事業者の利益を不当に害したとして、取適法上問題となるおそれがあると考えられます。
24	【意見】 当事者間で事前に十分協議し合意された合理的な負担ルール（取消し時期に応じた段階的キャンセル料の定め等）に基づく処理は、通常「利益を不当に害する」ものには当たらないかを確認いただけますようお願い申し上げます。 【理由】 負担ルールが事前に明確であることは、フリーランスにとって補償の確実性を、発注者にとって予見可能性をもたらし、紛争予防に資するためです。 【意見の該当箇所】 別紙１（運用基準）５－７頁 第４の８(２)－(４) 別紙２（法律の考え方）５－６頁 第２部第２の２(２) キ(ウ)－(カ)	給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者又は特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されます。 トラブル防止の観点から、当事者間において製造委託等又は業務委託がキャンセルになった場合に、委託事業者又は特定業務委託事業者から、中小受託事業者又は特定受託事業者に対する金銭の支払の有無及び金額を、（いわゆるキャンセルポリシー等の方法により）あらかじめ定めておくことが考えられます。 なお、当該支払の有無及び金額の定め方によっては、買いたたき又は不当な給付内容の変更として、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法違反となり得る点に留意が必要です。

	【団体】	
25	3. 発注直前キャンセルに関する新設事例 【意見】 「相当の期間」「実施直前」「別の業務を実施することを不可能にさせた」の各要件の考え方・事例、および目安となる期間や考慮要素をお示し頂けますと幸いです。また、業務委託契約の成立前段階で仮押さえを求めた後、コンペや入札の結果等により委託が成立しなかった場合が射程に含まれるかを明確化していただきたく存じます。 【理由】 「相当の期間にわたり予定を確保させた」「実施直前に取り消し」との要件が新設されましたが、具体的な期間・基準が示されておらず、発注計画上の予見可能性が確保できないためです。また、IT分野では業務委託契約が成立するまで稼働予定の確保を求められる商慣行も存在します。保護が及ぶ段階が不明確なままでは、委託事業者が仮押さえ自体を回避し、かえってフリーランスの受注機会減少を招く恐れがあるためです。 【意見の該当箇所】 別紙1（運用基準）6頁 第4の8(3)オ 別紙2（法律の考え方）5-6頁 第2部第2の2(2)キ(オ)、キ(カ) 【団体】	「相当の期間」、「実施直前」、「別の業務を実施することを不可能にさせた」及び業務委託契約の成立前段階における仮押さえ後の取消しが射程に含まれるか否かについては、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。 また、給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者又は特定受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者又は特定受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合などに、委託事業者又は特定業務委託事業者が費用・損失を負担しないことは、中小受託事業者又は特定受託事業者の「利益を不当に害」することとなります（運用基準第4の8(2)及び解釈ガイドライン第2部第2の2(2)キ参照）。この考え方は、中小受託事業者又は特定受託事業者に対する給付内容の変更ややり直しが、委託事業者又は特定業務委託事業者自身が発注元（元委託者）から受注できなかったことに起因する場合も同様です（運用基準第4の8-4(2)、8-9、8-11参照）。
26	【意見】 仲介や再委託による複数社間での取引において、上流の委託事業者の都合による取消し・変更に起因して中間事業者が受託者への委託を取り消さざるを得ない場合について、例外事由（再委託先が上流の委託事業者の契約解除等により直ちに解除せざるを得ない場合）に該当	給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者又は特定受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者又は特定受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合などに、委託事業者又は特定業務委託事業者が費用・損失を負担しないことは、中小受託事業者又は特定受託事業者

	するかを確認いただけますようお願い申し上げます。 なお、例外事由に該当しない場合、複数社間での取引における上流の委託事業者や中間事業者が負う責任の考え方や、上流の委託事業者 に費用・損失の負担が転嫁され得ることを明確化していただきたく存じます。 【理由】 いわゆる元委託契約の解除等やむを得ない事情によるものも「委託事業者の都合」とされる場合、本法が適用されない元委託事業者が負担を免れ、中間事業者に不測の損害が生じる恐れがあるためです。フリーランス法 16 条（解除等の予告）においても、同法の義務の例外事由として「フリーランスに再委託している場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合」が明示されており、平仄を合わせる趣旨もございます。 また、上記のようなフリーランスと直接的な契約関係にある委託事業者にのみ負担が滞留する構造が放置されれば、フリーランスと直接的な契約を懸念する事業者が増え、フリーランスの受注機会そのものが減少する恐れがあります。 【意見の該当箇所】 別紙 1（運用基準） 5-7 頁 第 4 の 8 別紙 2（法律の考え方） 5 頁 第 2 部第 2 の 2 (2) キ（冒頭文）、6 頁 第 2 部第 2 の 2 (2) キ(オ) 【団体】	の「利益を不当に害」することとなります（運用基準第 4 の 8 (2) 及び解釈ガイドライン第 2 部第 2 の 2 (2) キ参照）。この考え方は、中小受託事業者又は特定受託事業者に対する給付内容の変更ややり直しが、委託事業者又は特定業務委託事業者自身が発注元（元委託者）から発注を取り消されたことに起因する場合も同様です。 なお、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上、発注元（元委託者）に対して費用・損失の負担等を義務付けるものではありませんが、発注元（元委託者）及び委託事業者又は特定業務委託事業者において、その負担について十分な協議をした上で定めることが望まれます。
27	意見 発注取消し等による「費用・損失」の負担範囲を判断する考慮要素を示してください。	給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者又は特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断

該当箇所 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」改正案 第4の8「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案 第2部第2の2のキ「不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止」 意見 発注取消し、給付内容の変更又はやり直しによって生じた「費用・損失」の負担範囲又は合理的な負担割合を判断する際に確認する事項を、本文、注記、FAQ その他の公表資料において、非限定的な考慮要素として示してください。 少なくとも、次の五つの事項を示すことが適当と考えます。 受託事業者が予定を確保していた期間及び取消し等が行われた時期 確保していた人員、車両、設備、場所又は作業時間 他の業務を受注・実施できなかった事情及び代替業務を確保できたか 既に発生した費用、回避された費用及び損失を軽減できた範囲 取消し等についての当事者の責任及び負担割合に関する協議経緯 一律の算定式、法定のキャンセル料率又は予定されていた報酬額の全額補償を求めるものではありません。 理由 両改正案は、不当な給付内容の変更又はやり直しについて、受託事業者に発生する「費用」だけでなく、「費用・損失」を委託事業者が	されるものであり、判断において考慮する事項も、個別の事案ごとに判断されるものですので、原案どおりとします。 なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法又は取適法について、給付内容の変更ややり直しを行う際に特定業務委託事業者又は委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例や考え方については、【No. 23】の御意見に対する考え方を御参照ください。 その他の御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
---	---

負担しない場合を対象とするよう改めています。 運用基準改正案には、運送を行う当日の朝に発注を取り消し、突然の取消しによって中小受託事業者に生じた費用や損失を負担しなかった事例が追加されています。また、やり直し等について、十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定することが示されています。 この変更方向には賛成します。 しかし、実際に支出した材料費、人件費又は外注費と異なり、予定を確保したため別の仕事ができなかったという損失には、領収書や請求書が存在しない場合があります。 考慮要素が示されなければ、発注者は「実際の支出がないため損失はない」と主張し、受託者は「予定していた報酬額の全額が損失である」と主張する可能性があります。 改正案が示しているのは、予定確保後の直前取消しが問題になり得るという入口です。一方で、 代替業務を取得できた場合にどう扱うか 支出せずに済んだ費用をどう控除するか 損失軽減のために行った対応をどう扱うか 全額負担か一部負担かを何に基づいて決めるか は明確ではありません。 業種や案件によって事情が異なるため、一律の計算式を設けることは適切ではないと考えます。しかし、個別判断であることと、判断時に確認する事実を何も示さないことは同じではありません。 非限定的な考慮要素を示すことで、個別事情を維持したまま、発注者、受託者及び行政の間に共通の判断材料を設けることができます。 具体的な追記案	
--	--

発注の取消し、給付内容の変更又はやり直しによって生じた費用・損失の負担範囲又は負担割合を判断するに当たっては、予定を確保していた期間及び取消し等の時期、確保していた人員、設備その他の経営資源、他の業務を受注又は実施できなかった事情、代替業務の確保状況、既に発生した費用、回避された費用、損失を軽減できた範囲、当事者の責任並びに協議の経緯等を考慮する。 これらの事情について十分に協議することなく、委託事業者が一方的に負担割合を決定してはならない。 行政負担及び民間負担への配慮 本意見は、次の制度を新設することを求めるものではありません。 知的財産権等の統一価格表 法定のライセンス料率 一律のキャンセル料率 全ての取引における価格内訳の分離表示 新たな行政報告制度 新たな記録作成・保存義務 行政による恒久的な契約監視 求めるのは、今回の改正によって既に判断対象となる事項について、形式的な記載だけで処理が終了しないための判断要素を示すことです。 本文への記載が困難な場合には、注記、FAQ、事例集その他の既存の公表手段で示すことでも足りると考えます。 結論 今回の改正案は、知的財産権だけでなくノウハウ等を対象に含め、	
--	--

	無償提供、二次利用及び発注取消し等による損失を、既存法上の違反判断へ取り込みやすくするものです。 一方で、 提供範囲を契約へ書いたことと、対価を実質的に考慮したこと 損失が問題となり得ることと、その負担範囲を合理的に判断できること は、それぞれ別の段階です。 一律の価格又は算定式を定めるのではなく、個別判断に用いる非限定的な考慮要素を示すことによって、改正案の目的を維持しながら、形式的な契約処理及び当事者間の一方的な判断を防ぐことを求めます。 【個人】	
28	●意見 「費用・損失」の範囲及び事前に合意された負担ルールの取扱いの明確化 [該当箇所] 別紙1 第4の8(2)から(4)まで / 別紙2 第2部第2の2(2)キ(ウ)から(カ)まで [意見] (1) 委託事業者が負担すべき「中小受託事業者（特定受託事業者）に生じた損失」の範囲及び算定の考え方（逸失利益がどの範囲に含まれるか等）を、考え方又は事例としてお示しいただきたい。 (2) 当事者間で事前に十分に協議した上で合意された合理的な負担ルール（例：取消し・変更の時期に応じた段階的なキャンセル料の定め）に基づいて費用・損失の負担を行う場合には、通常、「利益を不当に害する」ものとして問題となるものではないことを確認したい。	給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者又は特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されるものですので、原案どおりとします。 トラブル防止の観点から、当事者間において製造委託等又は業務委託がキャンセルになった場合に、委託事業者又は特定業務委託事業者から、中小受託事業者又は特定受託事業者に対する金銭の支払の有無及び金額を、（いわゆるキャンセルポリシー等の方法により）あらかじめ定めておくことが考えられます。 なお、当該支払の有無及び金額の定め方によっては、買ったとき又は不当な給付内容の変更として、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法違反となり得る点に留意が必要です。

	〔理由〕 負担の範囲を「費用」から「費用・損失」に拡大すること自体には賛同しますが、「損失」の外延が不明確なままでは、個別の取消し・変更の都度、負担範囲をめぐる紛争が生じかねません。事前に合意された合理的なルールに基づく処理が許容されることが明確になれば、発注者にとっての予見可能性と受託者にとっての補償の現実性がともに高まり、紛争の予防と受託者の保護の双方に資すると考えます。 【事業者】	
29	●意見 業務の実施直前の取消しに関する規定の要件及び射程の明確化 〔該当箇所〕 別紙 1 第 4 の 8 (3) オ / 別紙 2 第 2 部第 2 の 2 (2) キ (オ) (5) 〔意見〕 (1) 「相当の期間」「実施直前」「別の業務を実施することを不可能にさせた」の各要件について、判断の考え方や具体的な事例をお示しいただきたい。 (2) 業務委託の成立前の段階において、発注者が受託者に対し一定期間の予定の確保（いわゆる仮押さえ）を求めた後、コンペや入札の結果等により業務委託自体が成立しなかった場合が、本規定（又は本法のその他の規定）の射程に含まれるのか、含まれる場合の考え方を示しいただきたい。 〔理由〕 実務では、コンペ形式の案件や官公庁関連の案件等において、発注の成否が確定するまで数か月にわたり受託者に予定の確保を求めざる	「相当の期間」、「実施直前」、「別の業務を実施することを不可能にさせた」及び業務委託契約の成立前段階における仮押さえ後の取消しが射程に含まれるか否かについては、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。 また、給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者又は特定受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者又は特定受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合などに、委託事業者又は特定業務委託事業者が費用・損失を負担しないことは、中小受託事業者又は特定受託事業者の「利益を不当に害」することとなります（運用基準第 4 の 8 (2) 及び解釈ガイドライン第 2 部第 2 の 2 (2) キ参照）。この考え方は、中小受託事業者又は特定受託事業者に対する給付内容の変更ややり直しが、委託事業者又は特定業務委託事業者自身が発注元（元委託者）から受注できなかったことに起因する場合も同様です（運用基準第 4 の 8－4 (2)、8－9、8－11 参照）。

	を得ない場合があります。こうした成立前の拘束の取扱いが不明確なままでは、発注者側は仮押さえ自体を回避して受託者の受注機会を狭め、受託者側は補償のないまま拘束を受けるといふ、双方にとって望ましくない帰結を招きます。考え方が示されることにより、当事者は拘束の要否やその対価（拘束期間に応じた協力金等）を事前に設計することが可能となり、規定の趣旨である受託者の保護にも資すると考えます。 【事業者】	
30	●意見 仲介・再委託を含む多段階の取引における考え方の明確化 [該当箇所] 別紙1 第4の8 / 別紙2 第2部第2の2(2)キ（総論） [意見] 発注元の都合による取消し・変更に起因して、中間に立つ委託事業者が受託者への委託を取り消し又は変更せざるを得ない場合における考え方（各段階の委託事業者が負う責任の考え方、費用・損失の負担が取引の上流に適切に転嫁され得ること等）をお示しいただきたい。 [理由] 再委託を含む多段階の取引においては、最終発注者の都合による取消しに伴う負担が中間の委託事業者に滞留しやすい構造があります。中間の委託事業者が受託者に対して費用・損失を負担すべきことは当然としても、その負担が上流に遡及し得ることが明確でなければ、中間の委託事業者はリスクを織り込んで発注そのものを抑制せざるを得ず、結果として受託者の受注機会の減少を招くおそれがあります。取引の適正化の実効性と市場の活性化とを両立する観点から、多段階の取引における考え方の明確化を要望します。	給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者又は特定受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者又は特定受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合などに、委託事業者又は特定業務委託事業者が費用・損失を負担しないことは、中小受託事業者又は特定受託事業者の「利益を不当に害」することとなります（運用基準第4の8(2)及び解釈ガイドライン第2部第2の2(2)キ参照）。この考え方は、中小受託事業者又は特定受託事業者に対する給付内容の変更ややり直しが、委託事業者又は特定業務委託事業者自身が発注元（元委託者）から発注を取り消されたことに起因する場合も同様です（運用基準第4の8-4(2)、8-9、8-11参照）。 なお、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上、発注元（元委託者）に対して費用・損失の負担等を義務付けるものではありませんが、発注元（元委託者）及び委託事業者又は特定業務委託事業者において、その負担について十分な協議をした上で定めることが望まれます。

	【事業者】	
31	不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの「特定運送委託において想定される違反行為事例」について御質問します。(別紙1の新旧対象表7P) 8-11の改正部分の「中小受託事業者に生じた費用や損失を負担しなかった」の「損失」の範囲は具体的にはどのようなものでしょうか？例えば、 ・取消しとなった発注で本来得られる予定だった利益も含みますか？ ・発注取消し後に他の事業者からの注文により準備していた人員や車両を用いた別の運送業務を実施することができ、準備が(転用出来て)無駄にならずかつ十分な利益を得られた場合でも補償の必要はありますでしょうか？(転用出来た人員と車両分等、また、当初発注で得られる予定だった利益) 【個人】	給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されます。 なお、取適法について、給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例や考え方については、【No. 23】の御意見に対する考え方を御参照ください。
32	「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」改正案：業務実施直前の取消しによる損失の禁止規定について 相当期間にわたり予定を確保させた上での直前取消しを禁止事例として明示した点については、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案の対応条項(第2部第2・2(2)キ(オ)5)と同様の理由により支持する。フリーランスと中小受託事業者の双方において、直前キャンセルによる逸失利益が補填されない実態があり、両法の運用基準が同方向で整備されることは実務上の一貫	賛同の御意見として承ります。

	性の観点からも妥当である。 【個人】	
33	運用基準第4の8(3)オの類型について、委託事業者が当該取消しにより中小受託事業者に生じた費用・損失を速やかに負担する場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならないと理解してよい。 また、委託事業者の発注は、その発注元（上流の顧客）からの受注に依存していることが多く、上流の顧客による発注の取消しなど、委託事業者の関与し得ない事情によって取消しを余儀なくされる場合があるところ、当該取消しが委託事業者自身の発注元による発注の取消しに起因する場合など、委託事業者の責めに帰し得ない事情があるときは、その事情が考慮されると理解してよい。発注元の存在自体やその業務の性質上、発注取消しの可能性があることを中小受託事業者にも事前に説明を行っている場合において、その説明と矛盾しない発注取消しが発生したときにまで、これを「委託事業者の都合」による取消しと評価し、委託事業者が自ら制御し得ない上流の事情に起因し、かつその可能性をあらかじめ相手方に説明していた取消しについてまで、およそ委託事業者の責めに帰し、その負担を一律に委託事業者に負わせることは、かえって当事者間の公平を欠くものと考えられるため、その点明らかにされたい。 運用基準第4の8(2)及び(3)における、委託事業者が負担すべき「費用・損失」とは、給付内容の変更、やり直し又は同(3)オの発注の取消しと相当因果関係の範囲内において中小受託事業者に現に生じた費用・損失をいい、これを超える逸失利益等の間接損害を無限定に	給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合などに、委託事業者がその費用・損失を負担しないことは、「中小受託事業者の利益を不当に害」することとなります（運用基準第4の8(2)参照）。この考え方は、中小受託事業者に対する給付内容の変更ややり直しが、委託事業者自身の発注元（元委託者）による発注取消しに起因するものである場合も同様です（運用基準第4の8-4(2)、8-9、8-11参照）。 なお、やり直し等のために必要な費用・損失を委託事業者が負担するなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはなりません。 給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されます。 なお、取適法について、給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例や考え方については、【No. 23】の御意見に対する考え方を御参照ください。

	含むものではないと理解してよい。その上で、委託事業者が負担すべきは、あくまで当該変更、やり直し又は発注の取消しによって中小受託事業者に現に生じた費用・損失であって、当初の給付が完遂された場合に支払われるべきであった報酬の全額を当然に支払うことを求める趣旨ではないと理解してよい。すなわち、負担すべき損失の額の算定に当たっては、当該変更、やり直し又は発注の取消しにより中小受託事業者が支出を免れた費用（当該給付を完遂していれば要したはずの材料費・外注費・人件費等）がある場合には、これを控除して現に生じた費用・損失を算定することも問題がないと理解してよい。 さらに、上記の算定は、中小受託事業者に現に生じた費用・損失の内容及び額に係る事実に基づいて行われるものであるところ、委託事業者が算定に必要な資料の提示を求めたにもかかわらず、中小受託事業者が既に支出した費用や支出を免れた費用について客観的な資料をもって説明しない場合には、委託事業者において負担すべき費用・損失の額を合理的に算定することができない。このような場合に、委託事業者が、当該説明がされないことをもって、その額を確定できない費用・損失に係る支払を行わないことは、給付内容の変更、やり直し又は発注の取消しのいずれについても、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題を生じさせるものではないと理解してよい、あわせて御見解を示されたい。 【匿名】	
34	〔該当箇所〕 第4 委託事業者の禁止行為 8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し (2) (P5)	給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。

	「給付の内容を変更させ」とは、（略）委託事業者がその費用や中小受託事業者に生じた損失（以下「費用・損失」という。）を負担しないことは「中小受託事業者の利益を不当に害」することとなるものである。 〔意見内容〕 新たに、委託事業者が「損失」を負担すべきことが示されているが、「損失」の範囲と民法上の「損害」との関係が必ずしも明確ではない。「損失」に逸失利益、間接損害またはその他の特別損害が含まれる場合には、委託事業者の負担範囲が大きく変動することから、委託事業者における予見可能性の観点で課題が生じ得る。 このため、「損失」の範囲を「中小受託事業者に現実が発生した合理的かつ直接的な損失」等と明示するか、または「損失」の範囲に関する具体的な考え方を明確化してほしい。 〔理由〕 意見内容に含まれる。 【団体】	なお、取適法について、給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例や考え方については、【No. 23】の御意見に対する考え方を御参照ください。
35	〔該当箇所〕 第4 委託事業者の禁止行為 8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し (3)オ（P6） 相当の期間にわたり製造委託等に係る給付の実施のために中小受託事業者に予定を確保することを余儀なくさせたにもかかわらず、委託事業者の都合により、中小受託事業者による製造委託等に係る給付の実施直前に当該製造委託等を取り消し、給付を受領する期日（略）	委託事業者の都合により、中小受託事業者による製造委託等に係る給付の実施直前に当該製造委託等を取り消したことが原因となり、給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受ける期日）に中小受託事業者が別の業務を実施することを不可能にさせたという結果が生じた場合を指すことは明らかであること、また、委託事業者による取消しは、給付を受領する期日と同日に行われることも想定されるものであることから、原案どおりとします。

	に、中小受託事業者が別の業務を実施することを不可能にさせた場合 [意見内容] 「当該製造委託等を取り消し、給付を受領する期日（略）」との記載は、「取り消し」と「給付を受領する期日」が並列関係にあるようにも読めるため、文意が必ずしも明確ではない。例えば、「当該製造委託等を取り消したことにより、給付を受領する期日までの間（略）」などの表現とすることで、因果関係がより明確になると考える [理由] 意見内容に含まれる。 【団体】	
36	（別紙１）P5 8. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し (2)…委託事業者がその費用や中小受託事業者に 生じた損失（以下「費用・損失」という。）を 負担しないことは「中小受託事業者の利益を 不当に害」することとなるものである →『損失』の解釈の幅が過剰に広がる可能性があるため、『損失』の定義の明確化を求める。また、負担対象については、委託事業者・受託事業者の双方の協議・合意に基づく『損失』と定義されるべきと考える。 【団体】	給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者又は特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。 なお、取適法について、給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例や考え方については、【No. 23】の御意見に対する考え方を御参照ください。
37	（別紙１）P7 8-11 取引先の都合を理由とした発注取消し …そのような突然の発注取消しに伴い中小受託事業者が生じた費	給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者又は特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。

	用や損失を負担しなかった。 →『損失』の解釈の幅が過剰に広がる可能性があるため、『損失』の定義の明確化を求める。また、負担対象については、委託事業者・受託事業者の双方の協議・合意に基づく『損失』と定義されるべきと考える。 【団体】	なお、取適法について、給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例や考え方については、【No. 23】の御意見に対する考え方を御参照ください。
38	第4 委託事業者の禁止行為 8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し ●改正案では、(2)「…こうした給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合などに、委託事業者がその費用や中小受託事業者に生じた損失（以下「費用・損失」という。）を負担しないことは「中小受託事業者の利益を不当に害」することとなるものである。」と記載されている。 ここで、中小受託事業者に生じた「損失」について、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しとの相当因果関係のある範囲に限定されることを明確化いただきたい。損失の範囲について委託者・受託者双方の予見可能性を高めることは取引上の適切なリスク分担に資するためである。 【団体】	給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者又は特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。 なお、取適法について、給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例や考え方については、【No. 23】の御意見に対する考え方を御参照ください。
39	<該当箇所> 第4.8.(3)オ ・委託事業者の都合により、中小受託事業者による製造委託等に係る給付の実施直前に当該製造委託等を取り消し	「直前」については、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。

	<意見> ・「相当の期間にわたり・・・実施直前」の「直前」とは、具体的にいつのことを言うのか不明確ではないか。 <提案> ・「直前」とは具体的にいつのことを明確にしていきたい。 【団体】	
40	<該当箇所> 第4.8.(2) ・委託事業者が給付受領前に委託内容を変更し更なる作業を行わせる。給付後に追加的な作業を行わせる。 <意見> ・発注取消し、仕様変更、やり直しにおける「費用・損失」について、自動車部品では、OEMの開発日程変更や設計変更がサプライチェーン全体に連鎖する。 <提案> ・委託・受託企業間だけではなく、上位原因・責任も含めたサプライチェーン全体で対応できるよう風土醸成、法整備、明確化をお願いしたい。 【団体】	給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者又は特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。 なお、取適法について、給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例や考え方については、【No. 23】の御意見に対する考え方を御参照ください。 その他の御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
41	第4-8-(2) 「費用・損失」との表現について、従前の「費用」では、追加で発生した外注費、材料費等の実費に限定されるとの誤解が生じ得るため、仕様変更、やり直し又は発注取消しにより中小受託事業者に生じた経済的不利益全般を含める趣旨と理解いたします。 については、「損失」には、既に投入した作業時間に相当する対価、	給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。なお、取適法について、給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例や考え方については、【No. 23】の御意見に対する考え方を御参照ください。

	外注先へのキャンセル料等が含まれ得るのか、実務上の判断に資するよう明確化していただけませんか。 【匿名】	
42	「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案について 第2部第2・2(2)キ(オ)5(新設)：業務実施直前の取消による損失の禁止規定について 相当期間にわたり特定受託事業者に予定を確保させた上で業務実施直前に取り消す行為を、不当な給付内容の変更・やり直しに該当する場合として明示したことを、強く支持する。 実務上、フリーランスは複数案件の掛け持ちによって収入を確保している。業務実施直前のキャンセルは、その日の代替案件の受注機会を完全に失わせる。これは「費用」ではなく「逸失利益」であり、従来の「費用」のみを基準とした規定では救済されない実態があった。今回の改正で「費用・損失」と明記されたこととあわせ、現場の実態に即した規定になった点を評価する。 【個人】	賛同の御意見として承ります。
43	「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案について [該当箇所] 第2 特定業務委託事業者に求められる事項(本法第4条及び第5条) 2 特定業務委託事業者の遵守事項(本法第5条) (2)キ(ウ)(P5) 給付内容の変更ややり直しによって、(略)特定業務委託事業者が	給付内容の変更ややり直しを行う際に特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。 なお、給付内容の変更ややり直しを行う際に特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例については、【No. 23】の御意見に対する考え方を御参照ください。

	その費用や特定受託事業者が生じた損失（以下「費用・損失」という。）を負担しないことは、特定受託事業者の利益を不当に害することとなるものである。 〔意見内容〕 新たに、特定業務委託事業者が「損失」を負担すべきことが示されているが、「損失」の範囲と民法上の「損害」との関係が必ずしも明確ではない。「損失」に逸失利益、間接損害またはその他の特別損害が含まれる場合には、特定業務委託事業者の負担範囲が大きく変動することから、特定業務委託事業者における予見可能性の観点で課題が生じ得る。このため、「損失」の範囲を「特定受託事業者に現実発生した合理的かつ直接的な損失」等と明示するか、または「損失」の範囲に関する具体的な考え方を明確にしてほしい。 〔理由〕 意見内容に含まれる。 以上 【団体】	
44	「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案（別紙２） 第２ 特定業務委託事業者に求められる事項（本法第４条及び第５条） ２ 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第５条） (2) 特定業務委託事業者の禁止行為 キ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（本法第５条第２項第２号）	「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」があるとして、特定業務委託事業者が費用・損失を全く負担することなく、特定受託事業者に「給付の内容を変更」し、又は「給付をやり直させる」ことが認められる場合については、解釈ガイドライン第２部第２の２(2)キ(イ)で示しており、これらの場合についても、特定業務委託事業者が費用・損失の全額を負担しなければ不当な給付内容の変更又は不当なやり直しに該当するとの誤解は生じないような表現となっているため、原案どおりとします。

	(オ) 不当な給付内容の変更又は不当なやり直しに該当する場合 ⑤ 改正案の記載では、特定受託事業者の責めに帰すべき理由があるといえる事情がある場合においても、当該例に該当する場合は、不当な給付内容の変更又は不当なやり直しに該当することになってしまい、相当でない。「特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、もっぱら特定業務委託事業者の都合により」等の限定を加えるべきである。 【団体】	
45	【意見】 第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化 第2 特定業務委託事業者に求められる事項（本法第4条及び第5条） 2 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条） (2) 特定業務委託事業者の禁止行為 キ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（本法第5条第2項第2号） 「(ウ) 特定受託事業者の利益を不当に害する」 ●改正案の上記「(ウ)」では、「給付内容の変更ややり直しによって、特定受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、又は特定受託事業者にとって当初委託された内容にはない追加的な作業が必要となった場合などに、特定業務委託事業者がその費用や特定受託事業者に生じた損失（以下「費用・損失」という。）を負担しないことは、特定受託事業者の利益を不当に害することとなるものである。・・・」	給付内容の変更ややり直しを行う際に特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。 なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法について、給付内容の変更ややり直しを行う際に特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例については、【No. 23】の御意見に対する考え方を御参照ください。

	と記載されている。 ここで、特定受託事業者が生じた「損失」については、不当な給付内容の変更又は不当なやり直しとの相当因果関係のある範囲に限定されることを明確化いただきたい。損失の範囲について委託者・受託者双方の予見可能性を高めることは取引上の適切なリスク分担に資するためである。 【団体】	
46	お示しいただいた案で、取適法第5条（委託事業者の遵守事項）第2項第3号・フリーランス法第5条（特定業務委託事業者の遵守事項）第2項第2号の給付内容の変更・やり直しに関して、委託事業者・特定業務委託事業者は、中小受託事業者・特定受託事業者が生じた「費用」に加え、「損失」を負担すべきことが明確化されました。 「費用」については、「中小受託取引適正化法テキスト」（令和7年11月）と「ここからはじめるフリーランス・事業者間取引適正化等法」（令和8年4月改訂）に記載がありますから、今般の運用基準・考え方の改正に伴い、これらの刊行物にも「費用」と「損失」の定義や考え方についてより踏み込んだ説明を掲載いただきたいと考えております。 私見ですが、フリーランスに司会業務を発注した単日のイベントが発注者都合で当日急遽中止となったような場合、フリーランスが業務遂行のために自己負担していたが中止により無駄となった「費用」（会場までの往復交通費・宿泊費など）だけでなく、中止で空いた時間帯に別の業務を新たに獲得することはタイミング的に困難と考えられるため、「3条通知」で明示した報酬全額をお支払いすることは合理性があると考えます。	給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者又は特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。 その他の御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法について、給付内容の変更ややり直しを行う際に特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例については、【No. 23】の御意見に対する考え方を御参照ください。

	一方、フリーランスに対する中止の連絡が相応の余裕をもってなされたような場合、「費用」の発生 の 程度も当日中止の場合とは異なると 思われますし、フリーランスが中止による穴を補填するために別の業務を獲得できる可能性もあると 考えられることから「損失」について 限 定的なものになるように考えます。 以上のことから、貴委員会の各種刊行物では、「損失」＝「4 条明示の代金全額・3 条通知の報酬全額」だと画一的に捉えられるようなおそれの生じないような書きぶりとしていただきたく存じます。 【個人】	
47	「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」改正案：知的財産権等の二次利用・対価未払いに関する具体例の明示について キャラクターデザインの二次利用（グッズ展開等）に際し追加対価を支払わない行為、及びレベニューシェア方式を含む代金協議の申出を無視して従前額を据え置く行為が、違反事例として具体的に示されたことを支持する。 情報成果物の作成委託において、当初の利用範囲を超えた二次利用が発生した際に追加対価が支払われない事例は、クリエイティブ分野で広く存在する。「パンフレット用に作成したイラストレーションをポスターにも使う」等という形での無断・無償の用途拡大のケースは、当方も実際に聞いたことがある。 違反行為の具体例が運用基準に明記されることで、委託者側に対する抑止力と、受託者側が異議を申し立てる際の根拠が明確になる点を評価する。 【個人】	賛同の御意見として承ります。

48	運用基準第4の9(2)について、「知的財産権等の利用範囲や利用目的の拡大による中小受託事業者の給付……の経済的価値の変動」という文言が加えられているが、この「経済的価値の変動」がいかなる事態を指すのかは条文からは判然とせず、委託事業者が協議を行うに当たり、どのような事情を考慮し、どのような合理的な根拠の提出を求めるべきかを自ら判断する上で支障がある。 とりわけ判然としないのは、ここでいう「利用範囲や利用目的の拡大」が、発注者（委託者）の側における当該知的財産権等の利用の拡大（当初の許諾範囲を超えて委託者が利用する範囲・目的が広がること）を指すのか、それとも、当該知的財産権等そのものの利用価値の増大（市場等における当該知的財産権等の価値それ自体が高まること）を指すのか、という点である。この文言がいずれの事態を捉えたものであるのか、想定される具体的な場면을例示のうえ、その意義を明らかにされたい。あわせて、「経済的価値の変動」の有無及び程度が、どのような要素を勘案して判断されるのかについても、考え方を示されたい。 【匿名】	「経済的価値の変動」とは、記載のとおり「知的財産権等の利用範囲や利用目的の拡大による」ものをいいます。なお、協議に応じない一方的な代金決定の禁止（取適法第5条第2項第1号）における「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」には、需給状況の変化などの事情が含まれるため、必ずしも利用範囲等の拡大に限定されない点に御留意ください。 具体的な場面については、運用基準第4の9-3(3)を御参照ください。 また、「経済的価値の変動」の有無や程度については、中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情があるか等を勘案して総合的に判断されるものであるところ、個々の製造委託等について判断されるものであるため、一概にお示しすることはできません。
49	運用基準第4の9との関係で、委託事業者が価格に関する協議の一環として、当該事情に関する根拠情報の提示を合理的な範囲で中小受託事業者を求めることは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に直ちに該当するものではないと理解してよい。 運用基準第4の9との関係で、委託事業者が、自らの原価構造・利益率その他の営業秘密に当たる事項の開示を求められた場合に、これ	委託事業者が中小受託事業者に対して合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、自ら協議の実施を困難にさせる場合には、取適法上問題となります。「合理的な範囲を超え」（運用基準第4の9(7)イ）ているか否かは、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお示しすることはできません。 運用基準第4の9(7)オでは、多様な支払方法の選択肢があることを示しているものであり、必ずしも特定の支払方法とすることを求めるものではありません。協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、

	に応じないことは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」には該当しないと理解してよい。 運用基準第4の9(7)才及び想定事例9-3(3)について、同規定は、中小受託事業者の求めに応じて誠実に協議し、必要な説明・情報の提供を行うことを求めるものであって、レベニューシェア方式その他特定の支払方法を採用すべき義務を課すものではないと理解してよい。また、委託事業者が、具体的な理由の説明及び必要な情報の提供を伴う十分な協議を行った上で、従前の対価の水準又は一括払の方式を維持することは、同才に該当しないと理解してよい。 【匿名】	代金決定に係るプロセスを問題とするものであり、その該当性は、実質的な協議が行われているか否かにより判断されます。最終的な製造委託等代金の額は委託事業者と中小受託事業者との協議により定められるものですが、中小受託事業者からの要請額等を受け入れられない場合には、その理由や考え方の根拠を十分に説明することが必要となります。
50	〔該当箇所〕 第4 委託事業者の禁止行為 9 協議に応じない一方的な代金決定 (2) (P8) 「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、(略)情報成果物の作成委託等において中小受託事業者に発生する知的財産権等の利用範囲や利用目的の拡大による中小受託事業者の給付(当該知的財産権等の提供を含む。)の経済的価値の変動、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。 〔意見内容〕 経済的価値の変動とは、情報成果物作成委託において、具体的にどのような事例を想定しているのか明示してほしい。 〔理由〕	【No. 48】の御意見に対する考え方を御参照ください。

	意見内容に含まれる。 【団体】	
51	「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」改正案（別紙１） 第４ 委託事業者の禁止行為 ９ 協議に応じない一方的な代金決定 (2) 「情報成果物の作成委託等において中小受託事業者に発生する知的財産権等の利用範囲や利用目的の拡大による中小受託事業者の給付（当該知的財産権等の提供を含む。）の経済的価値の変動、」が追記されているが、既存の知財を使用した補完的なマーケティング素材の制作から、ゼロから制作する映画などそれだけで価値があるものまで多種多様であるので、それらを全てまとめて、事後的な価値があがったら追加報酬の支払の協議に応じなければならないのは実務とそぐわない。 また、多くの場合最終的な経済価値を見込んで対価が協議され合意されていることを考えると、事後的にヒットした場合受託者は追加の報酬を請求できることとなるのは当事者の期待に添わないように思われるし、そうすることで当初合意できる価格がヒットすることを前提とした価格ではなく、ヒットしない場合の価格になり、受託者にとっても不利に働く記載であると考えられる。 さらに、コンテンツの経済価値はコンテンツ自体ではなく、コンテンツのヒットにつながるプロモーション、マーケティング努力による場合も大きいため、単純にヒットするのは、もとの作品の価値が高いからであるという構造とはなっていない。	協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、一度決定された代金の額を事後的に変更して、上乘せして追加の代金支払を求めるものではなく、製造委託等に係る代金の額について協議を求められた場合における以降の取引についての代金決定に係るプロセスを問題とするものであり、原案どおりとします。

	【団体】	
52	(7) オ レベニューシェア方式は、知的財産権等の取引において、一括払、分割払、レベニューシェア方式（売上等に応じた支払）、ロイヤリティ方式（利用実績に応じた支払）など複数の選択肢があるうちの1つとして想定されるにとどまるものである。取適法対象となる「給付の内容の一部に知的財産権等の提供が含まれている場合」に該当する取引において、レベニューシェア方式が取引の性質上適合しないことが多くあるように思われ、原案の書きぶりでは必要以上にレベニューシェア方式の検討を委託事業者に求めることになりかねない。そのため、「当該対価を製造委託等代金に含めずにレベニューシェア方式（収益配分方式）等別の支払方法とすることも含め」を削除するか、「委託事業者が一方向的に提示する一括払以外の支払方法とすることも含め」とする等調整をいただきたい。 また、「情報の提供をすることなく」とあるが、何の情報なのか漠然としており広範に解釈される恐れがあるように思われる上に、対価の決定に当たって何を考慮するのかはそれぞれの当事者内で検討するものであるので、対価の交渉を理由に情報開示を要請できるというのは適切ではないと考えられる。 【団体】	運用基準第4の9(7)では、「等」とあるように、多様な支払方法の選択肢があることを示すものであり、必ずしも特定の支払方法とすることを求めるものではないため、原案どおりとします。 その他の御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
53	レベニューシェア方式に関する協議・説明義務 【意見】 レベニューシェア方式（収益配分方式）について、委託事業者が「必要な説明をせず」と評価されないための実務上の対応目安（説明すべき水準等）を示していただきたく存じます。	委託事業者が中小受託事業者の求めに応じて「必要な説明若しくは情報の提供」をしたか否かについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできません。

	【理由】 知的財産権等の需要拡大に伴う経済的価値の変動を理由とする協議義務が対象に追加され、レベニューシェア方式等の代替的支払方法についても協議・説明が求められる内容となっておりますが、業種・案件により合理的算定方法が大きく異なる上、委託事業者に収益開示の負担も生じ、一律の説明義務は実務上の負担が大きいからです。 【意見の該当箇所】 別紙１（運用基準）８-１０頁・第４・９(２)(７)才及び事例９-１(２)、９-３(３) 【団体】	
54	＜該当箇所＞ 第４．９．３(３) ・委託事業者が具体的な説明や情報の共有提供を行うことなく従前の代金額を据え置き又は僅かに引き上げた額を代金の額と定めた。 ＜意見＞ ・「僅かに」という表現が抽象的であり、定量的な判断が難しい。 また、引上げ額が「僅か」であっても、中小受託事業者と協議の上、「僅か」な値上げ額で合意したのであれば（一方的に設定した金額でなければ）、協議に応じない一方的な代金決定に関して想定される違反行為事例に該当しない場合があると考えます。 ＜提案＞ ・「～又は僅かに引き上げた額を代金の額と定めた場合」を「～又は一方的に設定した額を代金の額と定めた場合」と修正してはどうか。 【団体】	協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、引上げ額が僅かであるなどといった定められた製造委託等代金の額の多寡を問題とするものではなく、代金決定に係るプロセスを問題とするものであり、運用基準第４の９－３(３)の「僅かに引き上げた額を代金の額と定めた」との記載は、協議に応じない一方的な代金決定が行われる場면을例示したものです。 協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することは、取適法上問題となるため、原案どおりとします。

55	第4-9-1-(2) 受託者が第三者から写真等の利用許諾を受け、その利用許諾料を自己の費用として負担した上でバナー作成を行う場合には、当該利用許諾料の値上がりは「給付に関する費用の変動」に該当し得ると考えます。 他方、当該利用許諾料について、委託事業者が実費精算その他の方法により当然に全額を別途負担することが明確に合意されている場合には、少なくとも当該実費部分について受託者に費用変動が生じないとも考えられます。 このような実費精算の場合における協議義務の考え方を明確化していただけますか。 【匿名】	給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合とは、中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいうところ、あらかじめ変動する費用等について実費精算をすることが合意されていた場合において、当該実費精算をする費用等について変動が生じたとしても、あらかじめ合意していた代金の額に含まれ、代金の額に変更は無いため、実際に合意のとおり全額負担している場合には、給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合に当たりません。 その他の御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
56	改正案を読んで気になった点ですが、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」と「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」において、同内容を記載する際に異なる表現を使用しているのはなぜでしょうか。法律上の定義が異なる場合はやむを得ないと考えますが、そうでない場合は共通の表現を使用したほうが良いのではないかと。 【匿名】	運用基準と解釈ガイドラインについては、それぞれ異なる法律に関するものであり、各法律の違いを踏まえた上で記載しているため、【No. 11】を除き、原案どおりとします。
57	買ったときに該当するかわからないですが、自動車関連の量産を製造委託され当時、年間数百万台の生産条件で見積りしたが、近年減産で年間数万台の生産に落ち込みました 価格改定は、材料費、労務費、光熱費と年2回の定期の価格転嫁を実施ですが減産による価格再設定がしてもらえない状況	御意見として承ります。 なお、運用基準第4の5(2)イでは、買ったときに該当するおそれがある代金の設定方法の事例として、「量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で代金の額を定めること」を示しています。

	設備費、管理費、稼働状況により生産ロス上昇など減産による価格転嫁の交渉に応じてもらえないことが多いため、中小企業は価格据え置き、または定期価格転嫁で協議したと言われてしまいます また、会社の状況として量産がなくなると経営は苦しくなるため、委託業者との協議に応じるしかないことも問題ですが、量産設定価格と減産時の価格設定についての協議だけでは、中小企業が交渉しにくいのが現状ではないかと思います 取引適正化に減産時の価格再設定は人件費、設備費、光熱費、管理費、輸送費などを再度定義し直すことと明記していただけると嬉しいです 自動車メーカーは車両価格がUPするが、価格競争力がないとみなされて値上げできない中小企業が倒産することになるのは問題だと思います 【匿名】	また、フリーランス・事業者間取引適正化等法の解釈ガイドライン第2の2(2)エ(ウ)①では、買ったときに該当するおそれのある報酬の額の定め方の事例として、「継続的な委託を行い大量の発注をすることを前提として特定受託事業者に単価の見積もりをさせ、その見積価格の単価を短期で少量の委託しかない場合の単価として報酬の額を定めること」を示しています。
58	今回の改正案全般について 【意見】 ●今回の改正案は、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」を踏まえたものと理解している。優越的地位の濫用等は、単なるフリーランス保護、中小企業保護ではなく、優越的地位にある者が取引相手に著しい不利益を与えることを規制するもので、その該当性は、取引内容や当事者の関係等	御意見として承ります。今後とも取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の周知に努めてまいります。

	を考慮して案件ごとに判断されるものと考えられる。 したがって、本運用基準及び本考え方の周知に当たっては、契約上の条件のみを評価するのではなく、当事者の技術的寄与、対価の内容、契約締結に至る交渉経緯及び契約目的等を総合的に勘案して個別具体的に判断されることを併せて周知いただきたい。 中小企業を含む企業各社が制度趣旨への理解を深めることが、知的財産権等を巡る適正な契約交涉及び紛争の未然防止に資するものと考ええる。 【団体】	
59	<該当箇所> 第3.1.(3) ・技術上又は営業上の秘密等 (第2部第1の1) ・知的財産権等の提供の範囲を明示する必要がある ・提供の範囲及び対価を明確にするよう留意する必要がある 第4.8.(2) ・費用や中小受託事業者が生じた損失を負担しないこと (第2部第1の1) ・費用や中小受託事業者が生じた損失を負担しないこと 第4.8.(3)オ ・委託事業者の都合により、中小受託事業者が別の業務を実施する事を不可能にさせた場合 <意見> ・今回の改正の主旨である、知的財産権等の提供範囲及び対価の明確化については賛同する。	知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲の明示に関する考え方については【No.1】の御意見に対する考え方を御参照ください。また、知的財産権等の対価の設定においては、取引当事者間で十分に協議し、適正な評価の上、対価を決定することが重要であると考えます。 給付内容の変更ややり直しを行う際に委託事業者又は特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失については、個別の事案ごとに判断されるものであるため、原案どおりとします。 なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法について、給付内容の変更ややり直しを行う際に特定業務委託事業者が負担すべき費用・損失の具体例については、【No.23】の御意見に対する考え方を御参照ください。 その他の御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。

一方で、「知的財産権等」に該当する技術上又は営業上の秘密、ノウハウ、技術データ等の範囲や、通常取引遂行上必要な情報提供との線引き、また対価の算定・妥当性判断の基準については、実務上なお解釈の幅が大きく、取引当事者間で判断に迷う場面が想定される。 特に、知的財産権等の提供範囲をどのように明示すべきか、対価を成果物の代金・報酬に含めて総額で合意する場合の取扱い、対価の妥当性を判断する為の考慮要素や判断基準、「費用」と「損失」の考え方及びその適応範囲について、より明確な説明が必要と考える。 ＜提案＞ 制度の実効性と予見可能性を高める観点から、以下の事項についてガイドラインや事例集等の充実を要望する。 ・ 知的財産権等の提供範囲及び明示方法に関する考え方 ・ 通常の品質保証・量産準備・不具合解析等に伴う情報提供と、対価を要する知的財産権等の提供との区別に関する具体例 ・ 対価を成果物の代金・報酬に含めて総額で定める場合の取扱い及び明示方法 ・ 知的財産権等の対価の妥当性を判断するための客観的な考慮要素・判断基準（利用範囲、利用期間、独占性の有無、二次利用の可否、寄与度等） ・ 「費用」と「損失」の定義や具体的な対象範囲 ・ 適切・不適切な取引事例、協議・合意形成事例等の具体例 これらを通じて、委託事業者・受託事業者双方が適切な協議と取引条件の設定を行えるよう、実務に即した明確化及びガイドライン整備をお願いしたい。 【団体】	
---	--

60	「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」について、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」と同じく〈想定される違反行為事例〉を記載すべきではないでしょうか。特定受託事業者については、中小受託事業者と同等またはそれ以上に委託事業者との格差があるため、違反行為事例を示しておいたほうが特定受託事業者に親切なのではないかと考えます。 【匿名】	例示の追記については、今後の事例の蓄積等を踏まえ、検討してまいります。
61	【意見】 第1部 定義（本法第2条） 「1 特定受託事業者（本法第2条第1項）」、 「3 業務委託事業者（本法第2条第5項）」及び、 「4 特定業務委託事業者（本法第2条第6項）」 ●海外法人等が上記に該当するか否かの判断基準（日本国内における業務委託との関係、事業活動との関連性等）を明確化いただきたい。 今回の改正案において、対象が「知的財産権」から「知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。））」に拡大したことにより、国際取引についても本法の適用関係が問題となる場面が増えることが想定されるところ、本法の適用対象となる海外法人等の適用範囲及びその判断基準を明確化することは、委託者・受託者双方の予見可能性を高め、国際取引の円滑化を通じて、本法の目的である国民経済の健全な発展に資すると考えるためである。 なお、今回の改正案に限らず独占禁止法及び各指針は、同法等が規律する市場において海外法人を含む法人等に適用されることについて	国又は地域にまたがる業務委託については、その業務委託の全部又は一部が日本国内で行われていると判断される場合には、フリーランス・事業者間取引適正化等法が適用されます。そのため、発注事業者及び受注事業者が海外法人等であるとしても、「業務委託事業者」（同法第2条第5項）又は「特定業務委託事業者」（同条第6項）の要件を満たす発注事業者と、「特定受託事業者」（同条第1項）の要件を満たす受託事業者との間で、「業務委託」（同条第3項）の全部又は一部が日本国内で行われていると判断される場合には、同法が適用されます。

	も周知いただくことで、市場の適正化の促進を図ることが出来る 考える。 【団体】	
--	---	--